平成25年度第19回定例会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成26年2月26日(水) 午前9時

場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3·第4委員会室

第19回定例会議事日程

1 日 時 平成26年2月26日(水)午前9時

2 場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室

3 会議に付すべき事件

第1 第53号議案 第2次八王子市教育振興基本計画策定検討会委員の選任

について

第2 第54号議案 八王子市立学校教職員の措置について

第3 第55号議案 八王子市立学校教職員の指導について

第4 第56号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正す

る規則設定について

第5 第57号議案 八王子市スポーツ推進計画について

第6 第58号議案 平成25年度八王子市教育委員会表彰について

第6 第59号議案 卒業式及び入学式の「お祝いのことば」について

4 報告事項

・地域運営学校発表会の実施結果について

(教育総務課)

・教育支援課登校支援担当の高尾山学園への移転について

(教育支援課)

・高尾山学園における適応指導教室(体験教室)の常設化について

(教育支援課)

その他報告

第19回定例会追加議事日程

1 日 時 平成26年2月26日(水)午前9時

- 場 2 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室 所
- 会議に付すべき事件

第60号議案 市議会定例会提出議案の意見聴取に関する事務処理の報告につい 7

4 報告事項

平成24年度生涯学習関連事業評価の結果について(生涯学習政策課)

八王子市教育委員会

出席委員(4名)

委 員 長 (1 番) 小田原 榮 委 員 (2 番) 和田 孝 委 (4 番) 員 金山滋美 育 (5 番) 仁 教 長 坂 倉

教育委員会事務局

仁 教育長 (再掲) 坂 倉 学 校 教 育 部 長 野 村 みゆき 学校教育部指導担当部長 相原 雄 三 教育総務 小 林 順 一 課長 学校教育政策課長 平塚裕之 施 設 管 理 課 長 出 功英 聖二 健 保 給 食 課 長 森 田 教 育 支 援 課 長 穴 井 由美子 指 導 課 長 細 井 東 教 員 課 廣瀬和宏 職 長 統 括 指 導 主 事 山下久也 括 統 指導 主 事 山本 武 生涯学習スポーツ部長兼国体推進室長 天 野 克 己

生涯学習政策課長 スポーツ振興課長兼国体推進課長 スポーツ施設管理課長 学 習 支 援 課 長 文 化 財 課 長 こども科学館長 図書館部長兼中央図書館長 生涯学習センター図書館長 南大沢図書館長 川口図書館長 教育総務課主査 教育総務課主査 学校教育政策課主查 指導課指導主事 指 導 課 主 査 教 職 員 課 主 査 生涯学習課政策課主査 スポーツ振興課主査

宮 木 高 一 立川寛之 橋 本 徹 新井 雅人 田 島 巨樹 牛 山 清 志 豊 田 学 中村 照雄 浩三 村田 福島 義文 遠藤 徹 也 堀 Ш 悟 佐藤 晴 久 菅 野 直博 菅 原 慎 逸 古 川 洋一郎 徳 昭 鶴田 染 谷 勇

事務局職員出席者

教育総務課主任教育総務課主事

川 村 直 廣 瀬 勇 人

【午前9時00分開会】

○小田原委員長 本日の委員の出席は4名、3番星山委員が欠席の御報告がございましたので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成25年度第19回定例会を開会いたします。

本市では節電の取り組みを継続しております。照明は一部消灯とさせていただいておりますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は、2番、和田孝委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、本日追加議事日程の提出がありましたが、これについても議題といたしたいと 思いますけれども、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小田原委員長 全員異議ないものと認めます。

また、議事日程中、第54号議案、第55号議案、及び第58号議案は審議内容が個人情報に及ぶため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項及び第7項の規定に従い、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇万田が安良氏 「神典職ないしのと恥のよう。	○小田原安貝長	御異議ないものと認めます。
------------------------	---------	---------------

○小田原委員長 それでは、それ以外の日程について進行いたします。

日程第1、53号議案「第2次八王子市教育振興基本計画策定検討会委員の選任について」を議題に供します。本案について、学校教育政策課から御説明願います。

○平塚学校教育政策課長 それでは、第53号議案「第2次八王子市教育振興基本計画策定 検討会委員について」御報告申し上げます。

大変申し訳ございませんが、説明の前に資料の訂正をお願いしたいと思います。 1 枚目の裏面に掲載している名簿を御覧ください。番号 1 0 番の選出区分の欄に、学校コーディネーターと記載がありますが、こちらにつきましては、右ページの(構成)第 3 条の (7)、「その他教育委員会が必要と認めた者」に相当しますので、選出区分の「学校コーディネーター」を、「その他教育委員会が必要と認めた者」に訂正したいと思います。大変失礼いたしました。

それでは詳細につきましては、佐藤主査から説明をいたします。

○佐藤学校教育政策課主査 今、課長から説明がありましたとおり、第2次八王子市教育振興基本計画策定検討会委員について選任いただくものでございますが、委員につきましては今お示ししました一覧表のとおりでございます。番号1番、国士舘大学教授の北俊夫氏から番号10番の愛宕小学校で学校コーディネーターを務めておられる貴家由美子氏まで10名の方が外部の方、そのほかに教育委員会事務局職員7名が入り、全部で17名となっております。

このうち一般公募につきましては、1月15日付の広報「はちおうじ」及びホームページで募集をし、男性7名、女性6名の13名から応募がございました。応募者から提出された、これからの教育を主題とした1,200字の論文を、あらかじめ定めておいた選考基準に基づいて採点を行い、お示しのとおり半田さんと小磯さんを内定しております。

また、その他教育委員会が認めた者として、今後地域の力を生かした学校づくりを推進していくためには、学校コーディネーターの意見が有用であると考え、1名追加しております。

説明は以上になります。

- ○小田原委員長 ただいま学校教育政策課からの説明は終わりました。
 - 本案について、御質疑、御意見ございませんか。
- ○和田委員 その他教育委員会が必要と認めた者ということで、新たに学校コーディネーターの方が1名入っていますが、この機会ですので、学校コーディネーターの役割と、この選出の過程を説明していただけるとありがたいです。
- ○平塚学校教育政策課長 学校コーディネーターは、本市の「人材バンク」の中の制度になりまして、ボランティアの方たちを取りまとめる役目として、各学校に設置しております。主に学校と地域のボランティアを取りまとめ、また学校とのパイプ役となって学校支援を担っていただくという役割が学校コーディネーターにはございます。

選出の過程につきましては、本市の場合、学校コーディネーターの方には地域運営学校と密接に連携して働いていただいておりますが、今回全体的な委員の構成の中で、特に東部地域及びニュータウン地域の方が少なかったため、全体のバランスを考え、ニュータウン地区の中で今まで活躍していただいたコーディネーターの中から事務局で数名候補者を選び、その中から決めていったという過程でございます。

- ○小田原委員長ということですが、いかがですか。
- ○和田委員 今お話があったように、学校と地域をつなげる方や、あるいはボランティア活動に積極的に取り組んでいく方がこれから増えていくと思いますので、ぜひ学校コーディネーターの方の御意見を生かしたような審議になることを期待しております。
- ○小田原委員長 ちなみにコーディネーターの横のつながりというか、連絡組織のようなも のはできているのですか。
- ○平塚学校教育政策課長 人材バンク制度の中で統括しております。
- ○小田原委員長 人材バンクで統括しているというだけですか。
- ○山本統括指導主事 現在、学校コーディネーターの方を対象に、年3回研修会を実施しております。その中で、各校の状況について情報交換できる機会を設定しておりますので、そういったところで横のつながりはできてきていると考えています。
- ○金山委員 ニュータウン地域に関して言いますと、希望者だけではありますが、学校コーディネーターの連絡会といったことが割と定期的に行われておりますし、また、こちらも有志の方になりますが、全市的に情報交換を兼ねた茶話会のようなことをされています。
- ○小田原委員長 それは誰かが声を掛けて集まりましょうと言わないと集まらない形であって、いわゆる組織的なものではないですよね。
- ○金山委員 組織的なものではないです。
- ○小田原委員長 そうですか。ということですが、他に御意見等ございますか。
- ○金山委員 今回の計画策定検討委員の中に学校運営協議会の委員を入れていただいたり、 これからの八王子を考えるにあたり、とてもいいメンバーを選んでいただいたと思って いますが、学校運営協議会の委員の方がどういう立場で参加なさっているかということ について、ここで教えていただけますか。また、学識経験者の北先生の御専門を教えて ください。
- ○平塚学校教育政策課長 学校運営協議会の構成は、主に有識者、保護者の代表、及び地域の代表という区分になっておりますが、このうちの保護者に関しましては、「(4)児童・生徒の保護者」の区分の中で、小・中のPTA連合会の中から選出するということになっておりますので、学校運営協議会委員という区分からは町会や自治会関係の方を選出しようという方針で決定したところでございます。

学識経験者の北先生につきましては、現在の職については一覧表の「所属等」に記載

しておりますが、主な経歴といたしましては、東京都の公立小学校の教員を経て、東京都教育委員会指導主事、その後文部科学省の初等・中等局の教科調査官を務められ、その後岐阜大学教育学部の教授となられ、現在国士舘大学の教授を務められております。

- ○相原学校教育部指導担当部長 追加ですが、北先生の専門は社会科です。食育や環境教育といった、幅広く、教育課題についての著書もとても多く、特に本市でも積極的に取り組んでいる食育についても専門とされている方なので、私たちがこれまで進めてきた教育施策も踏まえて御意見をいだけるのではないかと期待をしているところです。
- ○平塚学校教育政策課長 北先生に関してもう1件加えさせていただきますと、今、相原部長から環境教育という分野の紹介がございましたが、持続可能な開発のための教育(ESD)という部分についても非常に精通されており、昨年の12月に多摩市で開催された文部科学省主催の第5回ユネスコスクール全国大会でもパネリストとして参加されております。多摩地域の状況についてもかなり詳しい方でございます。
- ○小田原委員長 ということですが、他にございませんか。

それでは特にないようでございますので、お諮りいたしますけれども、ただいま議題となっております第53号議案については、御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。

よって第53号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

----\(\rightarrow\)------

- ○小田原委員長 続いて、日程第4、第56号議案「八王子市立学校の管理運営に関する規
 - 則の一部を改正する規則設定について」を議題に供します。本案について、教職員課から御説明願います。
- ○廣瀬教職員課長 それでは、第56号議案「八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定について」説明申し上げます。

詳細につきましては、担当の古川主査から説明いたします。

○古川教職員課主査 では、第56号議案について御説明申し上げます。

資料を1枚おめくりいただき、議案関連資料を御覧ください。こちらをもとに御説明させていただきます。

まず改正の目的ですが、八王子市立学校において、教員全体の学習指導力の向上を図

るため、教諭等に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導・助言を行う職 として、新たに指導教諭を置くことができるように規則改正するものです。

改正理由ですが、平成19年6月、国は学校における指導体制の充実を図るため、 小・中学校に指導教諭の職を新たにおくことができるよう、学校教育法等の一部を改正 しております。この改正を受け、東京都教育委員会においては、東京都立学校の管理運 営規則を平成24年12月に改正しております。また、平成26年4月1日から、全区 市町村立学校において指導教諭の職が同時に設置できるよう、都内全区市町村に対し平 成25年5月1日付の通知で学校管理運営規則の改正を依頼しております。

本市においても、すぐれた指導力と高い専門性を有する教員を指導教諭として任用し、各教員が指導教諭の模範授業等を通して、優れた実践事例から指導技術を学ぶ機会を設けるなど、本市立学校教員全体の指導力を一層高めていくことができるようにするため、改正を行うものでございます。

実際の規則の改正内容ですが、資料の最初のページを御覧ください。「学校管理運営規則」第7条の4に、指導教諭の項目を新たにおき、第1項として、学校に指導教諭をおくことができる、第2項として、指導教諭は、児童または生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対し、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う、という設定になります。

また第10条においては、指導教諭のもともとの職務の内容が、授業力や学校全体の指導技術等を高めるという内容であることから、これと共通の職務内容にあたる研究主任については、校長の具申により委員会が命ずることができるとしておりますが、それ以外の主任職につきましては、特別な事情があるときに、校長の具申により委員会が命ずることができるというように規則設定するものでございます。

その他の規則改正につきましては、条ずれや項ずれ等に対応するものでございます。 また参考といたしまして、東京都教育委員会が全小・中学校の教員に向けて、指導教 論はどういう職かということを説明したリーフレットを作成しておりますので、こちら を御覧いただければと思います。

東京都全体での今後の任用の計画ですが、平成26年4月1日に任用が開始され、今後5年間で小学校においては約210名、中学校においては約130名を任用していく 予定であると聞いております。

この数字を全教員に対する割合で言うと、小学校で約0.6%、中学校で約1.2%

となっております。

また参考として、同じ4級職として既に設置されております主幹教諭の数ですが、こちらは、小学校では全教員3万760名のうち2,381名の主幹教諭がおりますので、全体に対する割合としては約7.7%となっており、中学校では全教員1万5,097名のうち1,863名の主幹教諭がおりますので、約13%となっております。

以上、指導教諭を置くための管理・運営規則の改正について御提案いたします。説明 は以上でございます。

- ○小田原委員長 ただいま教職員課からの説明は終わりました。
 - 本案につきまして、御質疑、御意見ございましたら、お願いいたします。
- ○金山委員 実際問題として、学校に主幹と指導教諭のお二人が配置される場合もあると思 うのですが、具体的な役割としてはどう違ってくるのですか。
- ○古川教職員課主査 主幹教諭につきましては、教務、生活指導、及び進路指導といった学 校運営の中心的な役割を担う、組織的な学校運営体制のために設置されている職になり ます。

指導教諭につきましては、授業力、各教員の指導力及び指導技術を高めるために設置 するものですので、設置の目的が異なっているかと思います。

- ○小田原委員長 金山委員がおっしゃっているのは、例えば同じ学校に金山委員が主幹、私が指導教諭という形で入って行ったときに、そこでの役割分担であったり、あるいは子どもたちや保護者がどう見てどう対応するのか。また、その区分はどうなっているのかといったところで混乱しませんかということだと思うのですが。この2つの職は、同じように4級職選考試験により選考され、同じように管理職選考も受けられる、同じ職層だということですが、一方で、普通の教諭もいるわけですよね。だから、例えば1組、2組、3組とあって、主幹教諭、指導教諭、一般教諭という3人の教諭がいるときに、学校現場もそうだと思いますが、子どもや保護者が混乱することにはならないか。その辺りはどうなのかということがあります。
- ○相原学校教育部指導担当部長 主幹教諭というのは教務主任、生活指導主任というように、 校長とともに学校経営の参画を担っていく役割がございます。当然主幹教諭も教員に対 する指導助言を必要な職務としてやっていくわけですが、特に今回設置された指導教員 については、自分が専門とする教科等の知識、理解、及び指導技術をきちんと教員に伝 達し、指導していくというところに特化しており、学校経営の中で重要な役割を担って

います。特に授業力の向上というところに特化して、教員への指導助言を行っていくという職になります。

また自校だけではなく、他校の教員に対しても指導・助言するという役割を担っていることから、今回東京都としてはブロック単位での任用となっており、本市の場合は第 7 ブロックに属しますが、自分の学校だけではなく、ほかの自治体の教員に対しても研修や授業公開等を行い、そういったことで東京都全体の授業力の向上を図っていくというところに特化しているということで御理解いただきたいと思います。

○坂倉教育長 それも含めて10条のつくりなのですが、これは東京都の例を引いたのですか。このつくりを見ると、8条のところでは、本来は教務、生活指導、及び進路指導について、主幹がいれば一番良いのだけれども、主幹がいないときには主任を置くということを、その言い方を変えて、主幹を置けば主任を置かなくてもよいというつくり方をしているわけですよね。

今回新たに指導教諭が導入され、主幹と同じようにするのだったら、8条で「主幹または指導教諭」という置き方をするのかと思ったら、わざわざ10条で、指導教諭についてはいわゆる進路指導や生活指導ではなく、充てるのであれば研究主任を充てるようにと書いてあります。こういうつくり方は、将来指導教諭が増えたときにはいいと思うのですが、今現実にどうなのかと疑問に思います。ある学校にたまたま指導教諭がいたとして、その方がその学校の研究主任を務められるかといえば、他の学校の教員にも指導等をしていく指導教諭が、研究主任の役割を担うことは難しいのではないかと思います。

8条で簡単に「主幹または指導主任を置くとき」としておいて、10条に余計なこと を書く必要はないのではないのかと思いました。

- ○古川教職員課主査 都立学校の管理運営規則も同様の規則制定をしておりましたが、この 改正にあたり、都から改正例が送られてきており、そちらに基づいた改正内容等になっ ております。
- ○坂倉教育長 そうすると、指導教諭の数が少ない中で今後指導教諭を徐々に増やしていき たいという思いがあり、10条の2は別として、今のところは一般的には主任職をつけ ないでほしい、研究主任以外には充てないでほしいという東京都の意図がよく見えます ね。
- 〇小田原委員長 逆かもしれません。つまり主幹教諭の数が減っているから、主幹教諭がい

ないときには教務主任や生活指導主任を指導教諭から充てることができますということをまず言ったうえで、主任をほかの教諭に充てる前にまず指導教諭に研究主任を充てることができますといって、研究主任はその指導主任に任せて、まず自校の指導力を向上させようというところに目を向けてほしいという願いがあるからという感じにもとれます。

いろいろな要素が込められているのだろうとは思いますが、これでうまくいくかと言うと、うまくいくかどうかはわかりませんが。

○和田委員 個人的な意見ですが、こういう授業研究をするのは教員として当たり前のことであって、しかも経験が積まれれば当然ほかの教員に対して指導的な立場に立たなければならないところを、わざわざ指導教諭という職を置かなければならない学校の実態というのは、ある意味で非常に残念だし、逆にこういう職を置くことによって、教諭といわれる職の人たちが、研究や、あるいは指導的な立場から引いてしまい、自分はそういう職にないのではないかという意識を持たせないようにしていかなければならないと思います。指導教諭を置いたことによって逆に研究しない流れになってしまったり、研究が指導教諭任せになってしまうことのないようにしていただきたいと思います。

どんどん形はできていく一方で、教員の指導力や資質が伸びていかないようなシステムにもなりかねないので、十分気をつけていただきたいと思っています。

それから選考方法のところですが、個人面接及び日常の勤務実績等により行うと書いてありますが、例えば指導教諭というのはどういう力があると指導教諭として選考されていくのですか。例えば研究発表を行った、研究員をしたというようなことになるのでしょうか。指導教諭が本当に機能するためには、これまでの研究歴や勤務状況がどのようなものなのかということをしっかり押さえないといけないのではないかと思いますので、その辺りのことを教えてください。

もう1点は、先ほど主幹教諭の配置状況を挙げて、小学校7.7%、中学校13%と おっしゃっていましたが、これは東京都全体の話ですよね。八王子市の学校では主幹教 諭の割合はどうなっているのか、それもわかれば教えてください。

○相原学校教育部指導担当部長 今、和田委員から御質問がありました、どういう方が指導 教諭として選考されていくのかという点について、東京都の考え方では東京都の研究員、 開発員、あるいは教師道場といったものを経験した者がその教科の専門性を身につけ、 他の教員に指導していくということになっておりますので、私どももそのような形を考 えております。

私ども多摩地区の指導室課長会でも、優秀な人材をブロックとして任用していくという考え方でして、もう一つポイントに置いたのは、研究員や開発の委員を以前にしていた方の中でも、今も教育実践者として引き続き研究実践を着実に行っている方でないと、しっかりとした指導・助言ができないだろうということです。また、自己流ではなくて、学習指導要領を踏まえた教科指導をしっかりできるというような観点からも選考していこうと考えています。

ですので、今回まだ正式な数値は出ておりませんが、指導教諭の募集枠が多摩地区の 小学校では24名ございましたが、今回任用されるのは4名、中学校では15名の枠が ある中で、実際に任用されるのは5名という数字になっております。

きちんと指導ができるかということを考えたときに、経験と実績、また研究員や開発の委員をやっている時だけ一生懸命にやっている者ではなく5年後も10年後も50代になっても継続的に実践活動を積んでいる、そういう方が適任だろうという観点で選考に臨みました。

- ○古川教職員課主査 追加で、八王子市内の主幹教諭の配置状況ですが、小学校においては 教員1,627人に対し主幹教諭103名と、都全体と比較するとやや低い割合の約6. 3%となっております。中学校においては教員908名中の主幹教諭118名ですので、 こちらは都全体とほぼ同程度の約13%となっております。
- ○小田原委員長 八王子市の場合は学校の規模が大きいところと小さいところがあります。 そうすると規模の小さい学校の教員の数というのは非常に全体の数が小さいですよね。 主幹教諭の割合が6%ない学校が結構あるということになるだろうと思われます。全体 のパーセントではなくて、そういうところをきちんと見たほうがいいかもしれません。 主幹教諭が配置されている学校と、まだ配置されていない学校があるということです。 それと、今の和田委員のお話にあったように、本来OJTであるべき学校組織がそうではなくなってきているという現実をどう考えるかということ。それから新採教員として採用されたときに、キャリアノートやキャリアプランというものをつくることになっていた時期がありましたが、今はそういうものはないのですか。
- ○古川教職員課主査 今はキャリアプランは大分縮小され、自己申告の中でわずかに残って いる程度になっております。昔のような形はありません。
- ○小田原委員長 そういう部分が抜けてくると、教員たちが、自分はもうそういうことを指

導教諭に任せてしまうという流れができるのではないかという心配がありますね。先ほどの金山委員の話に戻っていくのだけれども、学校現場ではこれをどう受けとめているのか。校長たちはこういうことを歓迎しているのだろうかという辺りが心配なのですが、いかがですか。

○相原学校教育部指導担当部長 校長先生方の受けとめとしては、学校全体としての授業力 の向上は図っていかなければならない。そのためにはやはり推進する役が必要で、当初 は研究主任や学年主任がその役割を担っていたわけですけれども、やはり指導教諭を軸 としながら全体でのレベルを上げていきたいという思いを持たれています。

ですので、今の任用の数を見たとしても、選考に際してしっかりと吟味をしていかなければならないと思うのです。ただベテランであって、ある程度授業力があると一般的に見られているだけではなく、いろいろな角度から見てこの人であれば大丈夫という方になっていただかなければならない。そういうところで制度の取っかかりということもあり、このような任用状況となっていますが、学校全体としては期待がありますので、八王子からもそのような人材が次々と出ていってほしい。そういう布石として、私どもは認定指導教員という制度を持っていますので、ここを担っている教員がこういう指導教諭に兼ねてなっていってほしいという期待を持っているところです。

○坂倉教育長 やはりどうしても10条がひっかかるのですが、10条1項を読むと、8条に規定する主任は当該学校の教諭、保健主任ついては養護教諭を含む中から校長の具申により委員会が命ずるとなっていますよね。この場合の教諭は、職種的な意味で言っているのであって、職層ではないと思うので、副校長は別としても一般教諭、主任、主幹でいいと思うのです。また、8条では主幹がいれば主任を置かなくてもいいというつくりになっていますよね。そのときに、なぜわざわざ指導教諭だけ分けて入れるのか、指導教諭というのは他の教諭と全然別なのかということを考えたときに、規則や法のつくりとして余計なことは書かないとされている中であえてこれを書いているというのは、委員長の言うように意図があるのかなとは思いますが、本当に必要なのかと疑問に思います。

どうもここの意味がわからないのです。指導教諭もあくまでもその学校の中の一人ですよね。指導教諭はいろいろな学校にも行くから、もし他校の教員になれるのだったら、書く必要があると思いますが、そうでなかったらこのように書く必要がないと思うのですが。なぜこのような書き方なのか、やはりひっかかります。

- ○小田原委員長 7条の3を示す必要があるのではないですか。7条を示せば教育長の疑念 は晴れませんか。
- ○古川教職員課主査 7条は東京都の職として主幹教諭を置くことができるという規定になっています。
- ○小田原委員長 主幹を置くことができるというだけで、主幹は何をするというものは書いていない。
- ○古川教職員課主査 それはまた別のもので設定しておりますので、ここでは職務内容まで は書いていません。

第7条の5は職としての主任教諭の設定で、第8条はいわゆる教務や生活指導の主任 を充てるにあたっての設定になっております。

- ○坂倉教育長 10条の当該学校の教諭というのは、養護教諭は別として、要は一般教諭、 主任、及び主幹も含むということですよね。
- ○古川教職員課主査 第10条の教諭は一般教諭と主任教諭になります。主幹は主幹教諭と いう職層になりますので含みません。
- ○坂倉教育長 その規定はどこにあるのですか。もっと前のほうにあるのですか。
- ○小田原委員長 主幹教諭は教務主任や学年主任を担当するという条文はないのですか。
- ○坂倉教育長 ないから8条のところで、本当は主任を置くのだけれども、主幹はもっと広 くやらなくてはならないから主幹がいるときには置かなくてもいいという言い方をして いるのです。実際は個別に充てていますが。
- ○小田原委員長 いないときには指導教諭を充てることができますよというのは10条になるのではないですか。
- ○坂倉教育長 というよりも、10条で指導教諭と書かなくても、8条のほうで、当該主任 の担当する校務を整理する主幹または指導教諭としてはいけないのかと思うのですが。
- ○小田原委員長 それはすっきりするでしょうね。
- ○坂倉教育長 しかしそうすると、指導教諭に主幹教諭のような幅広いことをやらせてしま うと、指導教諭をやる人がいなくなるから、指導力や授業力の向上に専念するという形 で持ってきているのかもしれませんが、どうも10条のつくりはひっかかります。おそ らく、指導教諭が4級職という職層だから、これを入れておかないと指導教諭に主任を 充てられないという捉え方だということでしょうね。
- ○古川教職員課主査 第8条に指導教諭を入れなかったのは、教育長も触れられましたが、

指導教諭という職が、指導力の向上、授業力の向上に専念するというもので、他の教務 や生活指導というような過重な負担を避けるという意味で、別立てになっているものと 理解しております。

○坂倉教育長 ということは一番初めに言ったように、指導教諭に主任を充てるのであれば 研究主任にしてほしいという意図だと思います。他のものを充てないようにという意図 がよく見えます。

そうすることで4級職に手を挙げやすくしておいて、ただしその人は授業指導等にと 専念して、たまに他校にも行く。いわゆる公務や生活指導といったことをしなくてもい いから4級職を受けてくださいという感じがよく見えます。

○小田原委員長 管理職選考の改正のときに言われた、行政職と学校現場のそれぞれのプロフェッショナルを育てていこうという話が、教諭の段階ではこういう形になっていくのではないかという、そういう趣旨は見えますが。

東京都の管理運営規則の準則として八王子市の管理運営規則はこのように定めておいて、実際に出発したところで支障があれば文言を変えていくという形にしたいと思いますが、よろしいですか。

それではお諮りいたしますけれども、第56号議案については、御提案のとおり決定 することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小田原委員長 異議ないものと認めます。よって第56号議案につきましては、そのよう に決定することにいたしました。

なお、今議論があったところのポイントを学校現場に十分にお伝えして、指導教諭は こういう性格の職で、授業力向上のために専念する体制を整えていくものなのだという ことを御理解いただけるようにしてもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたし ます。

○小田原委員長 それでは、次に日程第5でございます。第57号議案「八王子市スポーツ 推進計画について」を議題に供します。

本案について、スポーツ振興課から御説明願います。

○立川スポーツ振興課長 それでは第57号議案「八王子市スポーツ推進計画について」御説明申し上げます。詳細につきましては、担当の染谷主査から説明させていただきます。

○染谷スポーツ振興課主査 それでは「八王子市スポーツ推進計画について」御説明させていただきます。

スポーツ推進計画の素案につきましては、平成25年11月27日開催の教育委員会 定例会において、協議事項としてお示しさせていただきました。その後市議会への報告、 パブリックコメントを経て、このほど原案をまとめましたので、議案として付議したも のです。

素案をお示しした際に御説明いたしましたが、本計画は「スポーツ基本法」の制定や、 市の基本構想・基本計画「八王子ビジョン2022」がスタートしたこと、また旧計画 「スポーツ振興基本計画」の策定から10年がたち、少子高齢化社会の到来など、社会 環境が大きく変化したことから、スポーツ振興策の新たな指針として策定するものです。

前回素案をお示しした際に委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ、変更した部分について御説明させていただきます。まずお手元の冊子23ページを御覧ください。

障害者スポーツの推進でございますが、本来、障害の有無にかかわらずスポーツを楽しむことのできる社会が理想でありますが、本市では今後障害者スポーツに取り組んでいくという姿勢を示すため、別立てといたします。現状と課題の前段6行において、本来あるべき姿を示しつつ、本計画における障害者スポーツの位置づけについて記述しております。

次に47ページを御覧ください。3行目からですが、スポーツの指導現場における体 罰問題が注目されている中で、指導者養成の視点で体罰抑制に言及することの御意見を 踏まえ、指導者の資質向上の取り組みとして、倫理観の醸成を盛り込んでいます。さら に、より親しみやすい計画とするためにコラム「クローズアップ」を設けました。

例えば20ページでは、八王子生まれのニュースポーツ「ネオテニス」を紹介しており、また24ページの中段では、障害のある方もない方も一緒に楽しめるスポーツ「ボッチャ」を紹介するなど、各章にこのように関連するコラムを挿入いたしました。

最後にパブリックコメントですが、本年1月20日から2月20日までの一カ月間実施し、1件の御意見をいただきました。子どものスポーツの必要性及び総合型地域スポーツクラブの支援について御意見をいただいております。

説明は以上です。

○小田原委員長 ただいま、スポーツ振興課からの説明は終わりました。

本案について御質疑、御意見ございましたら、どうぞ。

- ○金山委員 47ページのところで、体罰という言葉を使わずに倫理観の醸成とされた理由 は何でしょうか。
- ○立川スポーツ振興課長 ここは具体的な取り組みということでございまして、体罰に限ってのことではなく、指導者の資質を向上するということで、体罰を含めて倫理観の醸成という広い捉えをしております。
- ○小田原委員長ということだそうですが、いかがですか。
- ○金山委員 倫理観の醸成という文言で、体罰ということに思い至るのかと思いましたので お聞きしました。
- ○立川スポーツ振興課長 ここはあくまでも主な取り組みでございまして、具体的な施策に落とし込むときには、例えば体罰の防止であるとか、そういった個別テーマを設けた講習会等を予定しておりますが、ここでは体罰だけに着目せずに、もう少し幅広い倫理観という表現をさせていただいております。
- ○小田原委員長 その幅広さというのは、具体的にどういう幅になっているのですか。
- ○立川スポーツ振興課長 やはり指導方法の中での体罰の問題、これは恐らく一番大きなテーマなるかと思います。それに加えて、主に子どもたちをターゲットとしておりますが、どうやってスポーツに対してモチベーションを高めていくか、例えば技能向上に向けたモチベーションの高め方をどうしていくのかといったことも含め、ただ単に厳しく指導するのではなく、子どもたちの気持ちの持っていき方というのも倫理観という範疇に入れております。ですので、そういった指導方法論についてもこの倫理観の醸成の中で捉えていきたいと考えております。
- ○小田原委員長 ということですが、いかがですか。

クローズアップは単なるページの穴埋めというものではなくて、非常にいろいろな方面にわたっていて、いわゆる読ませる計画の中の重要な位置、意味を持っていると思われます。

先日、指導課から学力テストの報告がありましたが、16ページに「子どもの体力と学力」という形で示されていますよね。ただ、これは運動能力が高い子どもが学力が伸びているという、そういう関連ではなくて、ワンクッション置いて、例えば金山委員と課長は仲が良くて、私と課長も仲が良い。だから私と金山委員は仲が良いというようなことを言っているのですよね。

そうではなくて、実際にそうなのであれば、運動していると学力が高いということを

直接示すようなことを本当は言ってほしいのです。実際に早寝早起きだから学力が高い、 早寝早起きだから体力が優れているというようなデータはあるのですか。

- ○立川スポーツ振興課長 出所は今私の頭の中で定かではないのですが、運動と学力の相関 関係を示すデータはあります。ですので、これは確かに表現としてかなり無理に持って いっているところがありますので、もう少しきちんと三段論法で示せるように、この表 現を改めたいと思います。
- ○坂倉教育長 そこで気になったのは、クローズアップはすごくいいと思ったのですが、この1行目を見たときに、運動が不得手な子で学力がある子もいるのに、ここで決めつけてしまっていいのか。一般的にとか相対的にというような言葉を何か入れるべきではないかという気がします。確かにスポーツもしてほしいし、生活習慣を身に着けてほしいのはわかりますが、少しここはどうかと思ったので私も今聞こうと思っていました。

もう1点は、26ページの総合体育館のオープンの書き方が、この計画が26年3月の策定だから、これからというような書き方をしていますが、この計画を今後10年間使うことを考えると、時系列的に表現を少し工夫したほうがいいのではないかと思います。

- ○小田原委員長 そういう表現のところで少し直すところはあるとは思います。もう一度きちんと読んで、直すところは直していただきたいと思います。
- ○立川スポーツ振興課長 いただいた意見を踏まえ、いま一度全体を見直し、表現について は最終的に製本する前の段階で修正をかけるべきところはかけていきたいと思います。
- ○和田委員 先ほど議論になったのですが、私は指導者としての倫理観という言い方は、倫理観までもっていってしまっていいのかというところで、少し気になっている表現です。 指導観ではないかと思うのですが。体罰を行わない指導法ということで先ほど説明があったわけですが、子どもをどう育てるかというところまで持っていって指導していくことに関しては、私は少し違和感を感じるのです。

スポーツにどのような形で取り組むかというのは人によって違っていて、倫理観というのは人が生きる道であるし、またその生きる道や社会の中でどういう人生を歩んでいくかということを踏まえた考え方になるわけですから、そこまで指導者が踏み込んで考えることについては少し違和感を感じるところです。

もう1点は、その上に書いてある「ジュニア期におけるアスリート発掘・育成」というところで、ここには本市出身の選手と書いてあるのですが、これは本市のどういう出

身を前提としているのですか。要するに八王子市で生まれた人、あるいは八王子市の学校で学んだ人、他地区から来ているけれども八王子の小・中・高で学んだ人というように、何かそういう限定があるのですか。

○立川スポーツ振興課長 まず2点目のほうなのですが、ジュニア期、おおむね高校生まで を想定しており、基本的には八王子市内の学校で学んでいるお子さんを想定していると ころです。

1点目の倫理観につきましては、単に指導といいますと、スポーツ現場における指導に特化しがちです。しかし、タスクフォースの報告書でも言われているのですが、そういったスポーツを通じて接している指導者のものの考え方や生き様といったものが、特にジュニア期においてはその子の将来に影響を及ぼすということがあります。

ですので、そういった意味で言いますと、やはり人間性を含めた倫理観というところまで広げていくべきであろうと考え、このような表現を使わせていただいているところです。

- ○和田委員 体罰に関しては、倫理観というよりも人権意識という形で東京都や国は指導をしています。人権意識というのは、その人の人生の生き方を決めるのではなくて、その人が人間であるということを大切にして指導にあたる。つまり子どもであっても一人一人が人権を持っている、人格を持っているという立場に立って指導にあたるということが言われていて、それがいろいろな報告書の中にも書かれていることは知っていますが、倫理観という話で表現すること自体については違和感があると申し上げただけで、人権意識というのが今の体罰に関する考え方の基本なので、生き方を考えるということも、人権を持つ意識を高めるという視点を大事にしてもらいたいと思っています。
- ○小田原委員長 スポーツ推進審議会の中では何か御意見はございましたか。
- ○立川スポーツ振興課長 審議会のほうからは特段この体罰問題について御指摘はございませんでした。むしろこの教育委員会定例会においてこういった御意見が委員から出されたものですから、このような表現を前回の素案の段階から追加をさせていただいております。

本日の定例会終了後、また改めて審議会には最終案としてこのような形になったという報告をさせていただこうと考えております。

○小田原委員長 金山委員はこの表現から体罰が出てきたわけだし、和田委員は体罰のほう から倫理観ではなくて人権になるのだという話で、ずれていくわけですよね。私は倫理 観という表現を見て、道徳やしつけ、またスポーツマンシップというようなところが言いたいのかなと見えていました。

だからここで和田委員からこういう表現のほうがいいということを言ったほうが考え やすいかもしれません。

- ○立川スポーツ振興課長 先ほど金山委員に対しての御答弁で申し上げさせていただきましたが、指導者の資質向上というのが体罰のことのみを言わんとしているのであれば、和田委員がおっしゃるように人権意識という話になろうかと思います。ただ、今委員長がおっしゃったとおり、指導者の資質といった中には体罰問題がかなり重要な位置を占めるのは事実でございますが、当然スポーツマンシップであるとか、また子どもたちのモチベーションの向上といったように、指導者に求められる資質は極めて広いものです。したがいましてこのような表現をさせていただいております。
- ○小田原委員長 よく言われることですが、スポーツをしている人たちはグラウンドやコートの中ではルールをきちんと守るのです。そのときには長幼の序も十分わきまえているのですが、一歩グラウンドの外に出てしまうと、そんなことはもうどうでもいいとなってしまう。そういうところは指導者を見ていて、指導者に習ってしまうところがあるわけなので、グラウンドやコートの中でだけルールに従っているのでは困るのだということだと思います。

そういうことをわきまえていれば、体罰などということもあり得ないだろうと思うので、そういう方向で考えていただければ大変ありがたいと思います。

- ○金山委員 私は、倫理観から体罰というのは、最初の御説明にあったからそう言っただけ の話で、私も倫理観と体罰は和田委員と同じように違和感があります。例えばそこにメ ンタルなフォローも含めるとおっしゃったので、それはどちらかといえばその上の体力 的なトレーニングテクニックということが書いてあるところにプラスして、メンタルの ほうのサポートも勉強するとしたほうがいいのではないかと思います。つまり、指導者 の資質として今和田委員のおっしゃった人権観であるとか倫理観を醸成するということ を書いて、指導テクニックとして体力面やメンタル面のテクニックを上げるということ を書いたほうがわかりやすいのではと思ったのですが。
- ○立川スポーツ振興課長 今の金山委員の御指摘は、恐らく主な取り組みの5-7の中の一つ つ目の項目と二つ目の項目のところの分け方の問題だと思います。おっしゃるとおり、 前段のほうはむしろ指導者の指導技能のことを言わんとしておりまして、後段のほうは

指導者の資質のことを言っております。確かに金山委員のおっしゃるとおりでございま すので、この辺りの表現は直させていただきたいと思います。

- ○小田原委員長 そのほかはございませんか。
- ○和田委員 審議会の中で体罰の話が出なかったということに少しがっかりしました。社会 情勢の中でそういう問題をどう取り扱っていくかというのは当然この中で話し合わなけ ればならない一つのテーマだったと思うのです。そういう意味で、私たちが指摘してい ることをあまり概要的な捉え方をするのではなく、指導の問題だとかそういう言い方に しておかないと、何が問題なのかという話になってしまいます。「現状と課題」の中で は非合理的な指導が将来にわたって影響すると書いているわけだから、そういう言い方 を倫理観に変えているというのが私としては違和感があったということを申し上げてお きます。

恐らく何も議論がなかったわけではなく、少しは出たのかもしれませんが、それが盛 り込まれなかったということで、私たちは指摘させていただいています。

- ○小田原委員長 そういうことはこれから盛り込めるのですか。
- ○立川スポーツ振興課長 先ほどの例えばクローズアップの件、また今御指摘いただいた5 7の表現のところも含め、まだ製本までに少し時間がございますので、その辺りは表 現を直させていただきたいと思います。
- ○小田原委員長ということでございますが、よろしいですか。

それでは何点か修正をお願いするところが出ましたが、それを含めてお諮りいたしま す。ただいま議題になっております第57号議案につきまして、その方向で決定するこ とに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小田原委員長 御異議ないようでございますので、第57号議案については、そのように 決定することにいたしました。

○小田原委員長 次に、日程第7、第59号議案「卒業式及び入学式の『お祝いのことば』

について」を議題に供します。

本案について、教育総務課から御説明願います。

○小林教育総務課長 それでは、第59号議案「卒業式及び入学式の『お祝いのことば』に ついて」御説明させていただきます。詳細につきましては遠藤主査から説明申し上げま

す。

○遠藤教育総務課主査 それでは第59号議案について、御説明させていただきます。

本案は平成25年度卒業式及び26年度入学式における小・中学校の「お祝いのことば」の文案について決定していただくものでございます。議案関連資料の1枚目を御覧ください。

まず目的ですが、教育委員会として児童・生徒の卒業と入学を祝い、新たな生活に向けた心構えや目標など、児童・生徒・保護者のほか、関係者へメッセージを述べるといったものでございます。

構成ですが、卒入学式ともにまず本人へのお祝い、次に新たな生活に向けた心構えや 目標、続いて家族、保護者、及び関係者へのお祝いやお礼等のメッセージを送るという 構成になっております。

次に内容について御説明いたします。1枚目をおめくりください。

右側が昨年の文案、左側が今年の文案となっております。前回からの変更点は下線及び太字にて示させていただいております。文案の主立った点になりますが、前回、前々回と触れさせていただきました3年前の3月11日に発生した東日本大震災にて、児童・生徒が感じたであろう命やきずなの大切さについてつづるとともに、本年度実施された「スポーツ祭東京2013東京多摩国体」を取り上げ、一人の力では困難なことも多くの人と力を合わせることで何かをなし遂げることができる大切さなどを入れさせていただいております。

また、先に開催されましたソチオリンピック、パラリンピックについて、さらには6年後に開催が決定いたしました東京オリンピック、パラリンピックにも触れさせていただきながら、新たな世界での活躍を期待し、目標に向かっての努力は多くの元気や勇気を与えることができるといったことをつづらせていただいております。

その他の細かい部分につきましても若干文言を訂正させていただいております。

それでは議案関連資料の1枚目にお戻りいただきまして、式典の日程でございます。 中学校卒業式が3月20日木曜、同日に高尾山学園は小・中合同にて実施をいたします。 小学校卒業式については3月24日月曜日となりますが、下柚木小学校のみ3月21日 の祝日に実施を予定しております。そして小学校入学式は4月7日月曜日、中学校入学 式が4月8日火曜日となっております。なお加住小・中学校の入学式につきましては、 4月8日火曜日に小中合同で行うこととなっております。 当日の式典では、市長、副市長、委員長、教育委員、教育長、さらに部課長に出席をお願いし、教育委員会のこのメッセージを伝えていただくこととなります。

説明は以上でございます。

- ○小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。
 - 本案について御質疑、御意見ございましたらどうぞ。
- ○金山委員 かなり盛りだくさんにはなりましたが、いい言葉が並んでいると思います。 6 年後の皆様に期待していますというのはとても具体的でいいなと思いました。ありがとうございました。
- ○小田原委員長 そのほか、いかがですか。
- ○坂倉教育長 やはりどうしても多摩国体のところがひっかかります。被災地で助け合いが続いていますという言葉を受けて、多摩国体で人々が協力できたと言っているのですが、これを読んでみてやはり無理があると感じます。「助け合いを続けていますが、たとえ一人一人の力は小さくても人々が協力することでなし遂げることができます」としてしまって、ここから「例えば」というようにつなげて、「国体が昨年開催されて協力がありました。皆さんも、」と続けたほうが良いのではないでしょうか。被災地では今もなお復興に向けて人々の助け合いが続いていますという話から、昨年開催された国体でという話になるのはやはり唐突な気がします。「このように」はなくてもいいので、「続いていますが」からもう「たとえ」に持っていってしまって、「成し遂げることができます」の後に国体のことに触れたほうがいいと思います。
- ○小林教育総務課長 最終的に少しでもよい文案にしたいと思いますので、教育長の御意見 を反映させていただきたいと考えております。これが最終案ではございません。ここで 最終調整という形でさせていただきたいと思います。
- ○小田原委員長 まだ復興はこれからの段階であるわけで、助け合う気持ちは忘れないでいてほしいということがこの国体の中でも改めて確かめられたのだから、これから助け合ったり協力することで大きな力になっていくのですよというように方向づけをするようなまとめ方ができれば私はいいと思うのですが。

最近被災地に行った人の話を聞いていると、復興はどんどん進んでいるように思うではないですか。しかし忘れてはいけないということを卒業していく子どもたちに言いたいのだと思うのです。

いかがですか。何かいい表現があったら今この場で言っていただいて、完成をしてい

っていただければと思いますが、よろしいですか。

教育長の言われるように若干違和感はありますが、では落としましょうということで はなく、落とさずに生かしてほしいと思います。

他に御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小田原委員長 ということでございますので、お諮りいたしますけれども、若干の修正を さらにお願いすることにして、第59号議案「卒業式及び入学式の『お祝いのことば』 について」は、そのような方向で決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。よって第59号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

○小田原委員長 次に、追加議事日程でございます。

日程第8、第60議案「市議会定例会提出議案の意見聴取に関する事務処理の報告について」を議題に供します。

本案について、教育総務課から御説明願います。

- ○小林教育総務課長 それでは、第60議案「市議会定例会提出議案の意見聴取に関する事務処理の報告について」御説明させていただきます。詳細は遠藤主査から御説明させていただきます。
- ○遠藤教育総務課主査 それでは、第60議案「市議会定例会提出議案の意見聴取に関する 事務処理の報告について」説明させていただきます。

本件は、市長が教育に関する事務について市議会の議決を得るべき事件の議案を作成する場合、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条に基づき、教育委員会の意見を聴取する必要があるのですが、市議会への議案送付日であります平成26年2月21日に意見聴取の求めがあり、同日中に回答をする必要があったことから、教育委員会の会議を開催する暇がございませんでした。そこで「八王子市教育委員会への権限委任に関する規則」第4条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により平成26年2月21日付で事務処理を行いましたので、本定例会にて報告し、その承認を得るものでございます。

本件の内容についてですが、国は厳しい財政状況及び東日本大震災復興に対処する必

要性に鑑み、「国家公務員の給与の改定及び民事特例に関する法律」を制定し、平成24年度から25年度までの間、国家公務員の給与を平均7.8%減額し、歳出削減を行っております。そして国は地方公務員の給与についても国家公務員と同様の措置を講ずるよう地方公共団体に要請するとともに、措置の実施を前提に地方交付税を減額しております。

これにより、10月1日現在で59.8%の自治体が当該要請を踏まえた給与削減措置を実施済みであることに加え、地方交付税減額により市民サービスに影響を及ぼしかねない事態に、市職員としても歳出削減努力を行う必要があるとの考えから、市長と教育長及び職員の給与の支給を、平成26年3月1日から同年5月31日までの間減額するものでございます。

減額の期間は本年3月1日から5月31日までの期間とし、減額割合は給与月額から 市長が100分の15、副市長、常任監査委員、固定資産評価委員、及び教育長が10 0分の10、職員が100分の2.8~6の割合で減額するといったものでございます。

以上の内容にて市長から意見聴取があり、教育委員会として異議はないものとして教育長先決により意見の申し出を行った報告を行うとともに、その承認をいただければと思います。

説明は以上です。

○小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。

本案について御質疑、御意見がございましたらどうぞ。

これはもうそのように決まってしまったということの報告ですが、よろしいですか。 3カ月給与が減って困る人は多いのではないですか。代替措置がとられるだろうとい うことも考えなければならないだろうと思いますが。

減額することによって、実際にその部分が役に立つということであれば、これも協力、 助け合いの一つだということで、非常にいいことだと思います。

では、お諮りいたしますけれども、ただいまの第60号議案につきましては、御提案 のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小田原委員長 異議ないものと認めます、よって第60号議案につきましては、そのように承認することにいたしました。

- ○小田原委員長 次に報告事項となります。教育総務課から報告願います。
- ○小林教育総務課長 それでは、2月22日に開催しました地域運営学校発表会の実施結果 について御報告させていただきます。詳細は堀川主査より説明いたします。
- 〇堀川教育総務課主査 地域運営学校発表会の実施結果について報告させていただきます。

平成26年2月22日土曜日、午前9時から11時まで、教育センター大会議室にて 実施いたしました。今年度は指定年度にかかわらず、特色があって他校の参考となる学 校の取り組みを発表していただくという形に変更し、4校の発表をしていただきました。

発表内容について「4 内容」を御覧ください。主立ったところを御説明いたします。

①中学校区における小中連携についてですが、宮上中学校では小中9年間の生活指導の一貫性と共有を図るため宮上スタンダードを作成し、あいさつやチャイム着席の徹底といった学校生活の決まりなど、基本的な部分を統一し、規範意識の育成に努めておりました。

②学力向上及び地域連携の取り組みについてですが、浅川小学校はマスコットキャラクターを作成し、そのキャラクターを使用したTシャツの販売を行い活動資金の確保を図っておりました。また4つの部会に生活指導部や主幹教員等がメンバーとして入り、地域と教員が一体となって活動をしておりました。

続きまして陵南中学校ですが、新任の教員が学校運営協議会委員に地域の名所や危険 箇所を案内する地域めぐり、また保護者からの苦情等を受け付ける相談メール等の発表 がございました。

③文部科学省委託事業受託校による研究発表の南大沢中学校区ですが、福井市と春日市の視察報告、また地域の保護者と教員がともに行っている熟議「しゃべってみよう」に力を入れておりました。

次に、来場者の内訳について「5 来場者数」を御覧ください。

参加者は125名で、その約半分は学校運営協議会委員となっております。人数は多くありませんが、学校評議員や小学校及び中学校の教員の参加もございました。

また、参加者に対してアンケートを実施させていただきましたので、結果を報告させていただきます。先週末の実施ということで、アンケート結果についてはまだ完全には分析できておりませんが、現時点での分析結果を御報告いたします。

資料の裏面を御覧ください。アンケート回収数は96件となっております。

発表会の感想についてですが、おおむね好評でございました。しかし、あまりよくな

かったと回答された方も含め数件において、発表時間を大幅に超過した学校があり、発表時間を厳守すべきとの指摘をいただきました。

地域運営学校は必要だと思いますか、という質問に対しては、いいえの回答はございませんでした。しかし無回答が14件あり、一部理由が記入されていますので、御説明いたします。

地域連携が既に取れているのであれば必要ないが、学校が地域とつながっていると思っても地域がそう思っていない場合は必要である。これは評議員からの意見でございます。

また学校運営協議会委員からは、地域によっては必要だと思うが全てが必要だとは思 わないという意見と、地域による連携がとれており各種団体が学校のために協力してい る地域などは必要ないという2つの意見をいただきました。

次に、地域運営学校が目指すものは何だと思いますか、という質問に対し、複数回答可で回答をいただきました。校長、副校長及び教諭を学校関係者として、学校運営協議会委員を含めた地域の方々を地域関係者として分析いたしました。なお、学校関係者は34名、地域関係者は55名でございます。主立ったところを説明しますと、学校経営を選択した方は、学校関係者が20件、地域関係者が13件で、規範意識の情勢を選択した方は、学校関係者が8件、地域関係者が5件ということで、回答者全体に占める割合として学校関係者のほうが少ないにもかかわらず、これらの項目については学校関係者の件数が大幅に多いという結果が出ました。

一方で、地域関係者の件数が多いものもございました。安全・安心を選択した方は、 学校関係者8件に対し地域関係者が17件となっており、これは既に学校安全ボランティアが機能しているためなのかもしれませんが、地域関係者にとっては子どもたちの安全・安心を重視しているようです。

また、防災拠点を選択した方は、学校関係者、地域関係者ともに18件となっておりますが、学校関係者の割合が少ないことを考えますと、実は地域より学校のほうが防災意識を地域運営学校に求める割合が高いという数字が出ました。その他の項目につきましては学校、地域ともにほぼ同じ割合となっております。

次に、地域運営学校にはどのようなことが重要だと考えますか、という質問に対して は、地域連携、地域、保護者、学校の信頼関係を挙げる回答者が多くおりました。

参考になった良い取り組みですが、冒頭の内容のところで御説明いたしました、宮上

中学校区の小・中9年間の規範意識の育成を目的とした宮上スタンダードの作成、浅川 小学校のマスコットキャラクターやTシャツの作成及び活動資金の確保、あさかわチー ムの活動、綾南中学校の地域めぐりや相談メール、南大沢中学校区の熟議「しゃべって みよう」等、多くの回答が挙がりました。

発表会の全体的な感想については、もっと多くの人に参加してもらいたい、自分たちの取り組みを知ってもらえてよかった等の御意見をいただき、またある小学校の校長からは、各校の取り組みに驚き、今後地域運営学校への指定に向けて進めていきますという御意見もいただきました。

また、発表ごとに佐藤教授から御講評をいただくという形にいたしましたので、それぞれの学校の活動の励みとなり、参加者からも好評でございました。

報告は以上です。

- ○小田原委員長 教育総務課からの報告について、御質疑、御意見ございませんか。
- ○金山委員 私も参加させていただきましたので、一言述べさせていただきます。昨年と比べ今年は精選していただいたこともあり、とてもいい発表が続いたと思います。宮上中学校区、浅川小学校、綾南中学校に関しては、文部科学省が行っている「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」に出られる学校のレベルを保っていて、よく頑張っていらっしゃるなという印象があります。そういう学校が発表をされたので、来られた方もとても勉強になったと思います。それぞれとても特色ある取り組みだったので、その点もよかったと思います。

南大沢中学校ですが、ここは地域運営学校の指定を受けて今すごく悩んでいる段階ということがよくわかり、それも来られた方にとってはよかったのかなと思います。そういう悩みを繰り返しながらみんなよくなっていくのだということで、この選び方はよかったと思いますし、おのおのの発表も、若干長いところもありましたがとてもよかったと思いました。

佐藤教授の講評も適格なもので、聞いていてわかりやすかったですし、今回来られた 先生方にはよかったのだと思います。

大雪の中開催され、除雪等大変でしたが、本当に皆様御協力ありがとうございました。 それと一つお伺いしたいのですが、これから地域運営学校の指定を受けようというと いう学校で、まだ受けていない小学校や中学校が何校来たかということはわからないで すか。

- ○堀川教育総務課主査 アンケートは匿名ですので中身はわからないです。
- ○小田原委員長 顔を見ていてどうでしたか。125名という参加者数を多いと見るか少ないと見るか。雪の中だったわけだから、125名参加されたというのはいいと思うのですが、学校関係者の数はそう多いとは言えないように思うのです。そうすると該当学校だけなのかなという感じもしないでもない。この数字は、地域運営学校を進めているところが全部来ているとも思えない数字に見えるのですが、そういうところはチェックしていないのですか。
- ○小林教育総務課長 申し訳ございません。運営のほうで手いっぱいで、そこまでチェック する時間はなかったのですが、125名という数字は、私どもも少ないと感じております。雪のために駐車場が限られていたため、車で来られる際は乗り合いで来てください という通知を出しましたので、そういうところで少し減ってしまったのではないかと思っておりますが、地域運営学校の指定をまだ受けていない学校の校長、副校長及び教員 に、もっと参加していただきたいと考えております。

ざっと参加者のお顔を拝見した中では、やはり指定を受けている学校の校長が多いように感じましたので、来年度の開催については、指定を受けていない学校にもっと周知をしていかなければならないという課題が残りました。

○小田原委員長 この結果を見て気になりますが、まだ始まったばかり、あるいはこれから 始めていこうという段階ですから、今の段階で多くのことを望むのは無理だと私は思っ ています。先ほど金山委員も御報告の中でとてもよかったとおっしゃっていましたし、 まだこれからに期待したいと思っているところです。

ただ、アンケートの中の、地域学校は必要ですかという質問のところで、無回答の理由の中に記入があります。つまりこれは無回答ではないですね。またその回答の中で、地域連携がとれているのであれば必要ないという意見や、あるいは地域運営学校にはどのようなことが重要だと考えるかという質問に、地域連携や信頼関係という回答がある。しかしこれはもう当たり前のことであって、地域運営学校だからこれをやらなければいけない、あるいは地域連携がとれていれば地域運営学校はいらないという話ではないのだということ、またこういう方向性を求めているということを公に明確に示していく必要があるだろうと思われます。

さらに自分たちが取り組みをしてどういうところがよかったのか。この地域連携ができているから、そういう動きをしているからよかったのではなく、どういうことが進ん

でいっているからよかったという形で話してくださることに期待したいです。

これからの事業ですから、いろいろな報告や情報交換をしながら進めていきたいと思っています。

ということで、よろしいですか。何かつけ足すことはありませんか。

- ○金山委員 情報交換会ができなかったのが本当に残念でした。もし御要望があれば、そういう機会を年度の半ばでも1度設けてもいいのではないかという気もしました。
- ○小田原委員長 私はよくこういう発表会やフォーラムなどを聞いたり、見たり、実際に行ったりしますが、もう時間になりましたので、御意見、御質問があればと言いながら、その時間がないから打ち切ってしまって、終わってしまう。何か物足りない感じで帰ってくることがほとんどです。だから、会場やいろいろな時間の都合があるだろうとは思いますが、もう少しお話ししたい方はどうぞとか、あるいは情報交換できなかったので情報交換をしたいという方はどうぞというような形が取れればいいのではないかと思います。

それから金山委員の御提案のように、別にまた機会を設けて情報交換等ができればいいなと思いますので、また企画していただければと思います。

それでは、よろしいですか。

教育総務課の報告は以上ということで、次に教育支援課から御報告願います。

- ○穴井教育支援課長 それでは、まず「教育支援課登校支援担当の高尾山学園への移転について」御報告いたします。詳細については菅原主査から説明いたします。続けて、次の報告案件である「適応指導教室(体験教室)の常設化について」も引き続き報告させていただいてよろしいでしょうか。
- ○小田原委員長 どうぞ。
- ○菅原指導課主査 それでは「教育支援課登校支援担当の高尾山学園への移転について」御報告させていただきます。

登校支援担当では、これまで高尾山学園などの不登校関連施設からなります登校支援ネットワークと相互連携を図るとともに、公表システムを活用し、各学校と児童・生徒の欠席にかかわる情報を共有しながら、巡回相談などを通し、不登校の未然防止を含めた学校支援に取り組んでまいりました。こうした取り組みの中で、不登校児童・生徒数は緩やかな減少傾向を示しております。

しかしながらその一方で、不登校の背景や様相は多様化、複雑化してきており、学校

だけでは不登校状態の解消に向けた対応が困難なケースも増加してきております。こうした状況に適切に対応していくとともに、不登校児童・生徒を支援する上で大きな資源となる高尾山学園とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの最大限の有効活用と、登校支援ネットワークの強化を図るため、教育支援課登校支援担当の執務場所を高尾山学園に移転いたします。

移転場所としましては、高尾山学園 2 階の校長室に隣接したスペースを予定しております。移転日は4月1日を予定しております。今後のスケジュールですが、3月上旬に小学校及び中学校の校長会を通して各学校に周知した上で、3月末には移転準備と引越しを行う予定です。

以上が、登校支援担当の移転についての御報告になります。

続きまして、高尾山学園における適応指導教室(体験教室)の常設化につきまして、 御報告させていただきます。

初めに常設化の目的についてですが、現在高尾山学園体験教室は、適応指導教室として位置づけられ、年4回開催している高尾山学園転入学審査会の前に、一週間転入学希望児童・生徒を対象として、その状態の把握のために実施しております。

平成26年度以降はこれを常設化することにより、児童・生徒の観察や見立てに十分な時間をかけ、転入学の可否の適切な判断に資するとともに、個々の状態に応じ、転入学に向けた準備状態を整える場として機能させることを目的としております。

次に、高尾山学園適応指導教室の内容についてです。場所につきましては、高尾山学園2階にあります現在小学部4~5年生の教室を使用する予定でございます。

指導内容につきましては、既存の適応指導教室に準じ、学習、教育相談及び体験活動 を通した指導支援を行うとともに、高尾山学園への転入学審査会の前の時期を中心に、 高尾山学園の事業等への参加を通した体験交流を行います。

今後、転入学の決定につきましては、適応指導教室や体験交流での様子をもとに、ケース会議を通して検討した上で転入学審査会にかけ決定することになります。

担当所管は移転が予定されております登校支援担当とし、高尾山学園の転入学にかかわる相談窓口も含めて担っていきます。実施日は登校支援担当の移転とあわせて4月1日を予定しております。移転に当たりましては、3月上旬の小・中学校それぞれの校長会を通して事前に各学校に周知を図るとともに、3月下旬に市のホームページで市民に周知を図っていきます。

以上が高尾山学園における適応指導教室(体験教室)の常設化についての御報告になります。

- ○小田原委員長 教育支援課からの報告は以上ですが、何か御質疑、御意見ございませんか。
- ○和田委員 適応指導教室の常設化ということで、設置することは構わないのですが、今までは1週間なら1週間と期間を定めて行っていたことが、これが期間がなくなるということになると、具体的にはどういうイメージになっていくのですか。何のために常設化されるのかということや、期限的には誰がどのくらい継続して見ていくのかという、そういうことは決まっているものなのですか。
- ○穴井教育支援課長 今回の適応指導教室の常設化の目的は先ほど説明しましたとおり、今まで1週間だけ体験教室という形で臨時的に適応指導教室を置いていたのですが、それを続けてきた中で一つ問題になったのは、不登校の子が在籍校に登校することは無理だけれども、高尾山学園だったら登校ができるかもしれないということで登校しようと思っても、年4回の体験教室のタイミングに合わない場合があり、なかなかつなげることができませんでした。それが常設化することで、その子のタイミングに合わせて高尾山学園にある適応指導教室にいつでも来ることができるという形が整いますので、そこが1点メリットになるかと思います。

もう一つは、1週間という期間の中では見立てが十分できず、この子は承認できないという場合も生じますし、または1週間だけは頑張って来れたけれども、入ってから来れなくなってしまったりと、いろいろなお子さんがいます。特に選択制科目のお子さんに関しては、1週間の中では十分力が発揮できず、そこで承認できないという話になってしまい、その後先生方の御好意の中で継続的に保護者と一緒に来てだんだん慣らしていくようなお子さんもいらっしゃいます。

そうした中で適応指導教室を常設化することにより、お子さんたち一人一人の状態に合わせ、高尾山学園への転入学に向けての調整ができますし、もしかするとその体験の中で在籍校へ戻る力も見出していけるかもしれないというところで、より丁寧に対応ができると思っています。

適応指導教室を担っていく職員ですが、登校支援担当が高尾山学園に移転することにより、ベースとしては今登校支援担当で活躍していただいている研究主事や指導補助員、また今高尾山学園にいる児童厚生員や心理相談員が連携して子どもたちの対応をしていく予定でございます。

- ○金山委員 今和田先生の御質問にもありましたが、審査期間はどの程度の期間を考えてい らっしゃるのですか。
- ○穴井教育支援課長 それぞれのお子さんの状態に応じてやっていきますので、期間を限定することはできないのですが、今の「ぎんなん」「松の実」等の適応指導教室の入級にあたっては、まずは体験入級ということで、籍をそこに移すという正式な入級をせずに3週間程度見ていきます。その中でその子にとってそこが適応がいいということになると、正式に入級をして、4月、6月、9月、及び1月の入学時期に合わせながらその子の適応状況を見ていくということになります。

ですので、例えば早い子だと4月に入級をして6月の転入に間に合う子もいれば、少 し様子を見ながら9月の転入になる子もいます。お子さんの状態に合わせて、臨機応変 に対応していきたいと思っています。

- ○金山委員 ということは、長い期間ずっとここに通う子どもも出てくるということですよね。結論的に高尾山では受け入れられない、またもとの学校にも戻れないという場合には、どういう選択肢があるのですか。
- ○穴井教育支援課長 適応指導教室として常設化しますので、高尾山学園への入学が図れな くても、高尾山学園という場所にある適応指導教室にはずっと通えますし、在籍校はも ちろんありますから、籍がなくなってしまうということはないです。
- ○小田原委員長 今まで高尾山学園で適応指導教室はなかったということですよね。
- ○穴井教育支援課長 いえ、要綱上、八王子市は1週間の体験教室が適応指導教室ということで位置づけて行っておりました。
- ○小田原委員長 1週間という形で限定されていても適応指導教室と呼ぶわけですか。
- ○

 穴井教育支援課長

 八王子市の要綱上はそう位置づけています。
- ○小田原委員長 高尾山学園は別として、八王子市には適応指導教室が他にもあるわけですが、それは1週間なら1週間という形に限定しているのですか。
- ○穴井教育支援課長 いえ、要綱上は「ぎんなん」と「松の実」は常設化していて、高尾山 学園の体験教室だけ臨時設置の適応指導教室という位置づけでつくっていました。
- ○小田原委員長 そこに問題があったから改めて常設化する、要するに適応指導教室にしますということですよね。
- ○穴井教育支援課長 はい。
- ○小田原委員長 そういう意味では、適応指導教室はもっとあったほうがいいということに

なるのですか。

○穴井教育支援課長 適応指導教室も「ぎんなん」や「松の実」は、在籍校に戻りたいという意識のあるお子さんで、学校というところ自体にアレルギーがあって、学校以外のところなら通えるというお子さんを対象にしたいと考えています。今回の高尾山学園の適応指導教室はそれとは少し趣きが違っていて、要は転校ということを前提にした方を対象にしていますので、そこら辺の役割分担を登校支援で整理をしていくイメージです。

適応指導教室をどこにでもつくればいいかというとそういうことではなく、その子の 状態や将来への希望を踏まえた中で、今言ったような選択肢や、あるいは在籍校でのス クールカウンセラーによる細かい指導、保健室登校など、八王子市としていろいろな選 択肢を持っておいて、そこをコーディネートできる機能を強化していくことが重要だろ うと思っています。

- ○小田原委員長 そういう受け入れ校というものがもっとあったほうがいいという話も聞こ えるわけなのですが、公的にはそういうことはあまり考えないで、本来の学校を中心に 考えるべきだということになるのですか。
- ○穴井教育支援課長 本来は、昨日も東京都教育委員会の高等学校の担当者とお話をしたのですが、チャレンジ校等を都教委もつくってきた中で、高尾山学園も適応指導教室も学校もそうなのですが、本来の目的は将来自立し、しっかりと働ける大人に育てていくことで、自立に向けた社会との折り合いをつけさせる、あるいは自立する力をつけさせる、そういう教育指導の場であるべきだと思います。ですので、場所が幾つでもあって好きなところに通えるというのは、少し本来の目的とは違うだろうとは思いますが、ただ学校の中の居場所というところで必要性はあると思いますので、高尾山学園のノウハウを蓄積し、それを発信した中で学校の中でいろいろなお子さんが教室以外の居場所を求めていくということも一つの方策かなと思います。
- ○小田原委員長 ということですが、他に何かございますか。

特にないようでございますので、この二つはその方向で進めていただくということでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○小田原委員長 続きまして、追加議事日程の報告事項となります。生涯学習政策課から御報告願います。

○宮木生涯学習政策課長 それでは、「平成24年度八王子市生涯学習関連事業評価の結果 について」御報告申し上げます。

八王子市においては全市を挙げて生涯学習の推進に取り組むため、生涯学習推進本部というものを設けております。その事務局を生涯学習政策課で担っておりますが、ここで平成24年度の460余りの事業につき、生涯学習推進本部の評価がまとまりましたので御報告いたします。詳細につきましては鶴田主査より御報告申し上げます。

○鶴田生涯学習政策課主査 「平成24年度八王子市生涯学習関連事業評価の結果について」御報告いたします。

評価の目的についてですが、現行の生涯学習プランの着実な推進を図るため、市長部局、教育委員会の各所管にて実施する事業の取り組み状況について、検証、評価をするというものです。

評価につきましては、中村副市長を本部長とする生涯学習推進本部を中心に、生涯学 習審議会の意見を取り入れながら、平成24年度の全463事業の評価を行いました。

評価の経緯につきましては、2の表のとおりとなっております。

続きまして、3が平成24年度の総合評価となります。各所管が実施する事業は、多様化、細分化する市民ニーズに対応するように展開している点は評価すべきですが、一方、市民と地域が主役の生涯学習という生涯学習プランの理念を実現するため、行政主導の事業展開から市民協働・市民主体の事業展開への移行が、今後も課題となっております。

また、生涯学習推進の六つの柱ごとに、今回の評価を分類しておりますが、その分類 した各事業の生涯学習活動とのかかわりの度合い、また六つの柱への分類の適否につい ては事業整理の余地があり、次年度以降の見直しを図ってまいりたいと思います。

また、資料の次ページ以降は詳細となっております。

まず2ページ目が生涯学習関連事業評価における事業規模区分とABCD評価の基準をあらわした表となっております。

3ページの円グラフが事業規模ごとのABCD評価の比率をあらわしたものとなっております。事業規模につきましては、大規模、中規模、小規模、ほぼ均等な割合で実施されており、それぞれの事業区分における評価につきましても、A評価の事業目標を達成した、あるいはB評価の事業内容をほぼ達成できたというものが9割以上を占めております。

4ページ目以降は生涯学習プラン推進施策の六つの柱ごとの評価シートとなっております。円グラフより上は9月までに生涯学習推進本部で取りまとめた内容であり、それに対して円グラフの下段、生涯学習審議会が10月から12月にかけて意見聴取を行い、コメントを作成したものが付された上で、それを踏まえての事務局評価が最も下段の欄となっております。こちらが六つの生涯学習推進の柱ごとのページ構成となっており、最終ページに審議会における総合コメントと事務局の総合評価を記載しております。

最後のA3の表につきましては、全463事業はこのような形で各課から情報を集め、 そしてこれをもとに事務局と生涯学習審議会が評価をしたということで、全てを挙げる と量が膨大になるために、代表的なものを抜粋してサンプルとして添付いたしました。 なお、このうち評価シート及び463事業の一覧表につきましては市のホームページで 公開する予定となっております。

報告は以上となります。

- ○小田原委員長 これは毎年度報告しているところですか。
- ○宮木生涯学習政策課長 毎年度実施しております。
- ○小田原委員長 これは24年度のものが25年度の終わりに報告されているわけなのですが、これは内部の評価ですか。それとも外部の評価ですか。
- ○宮木生涯学習政策課長 基本的には各所管が自己評価を行い、それを生涯学習推進本部事 務局で取りまとめて、外部評価としては生涯学習審議会から意見をいただいております。
- ○小田原委員長 1年遅れているというのは仕方がないのですか。
- ○宮木生涯学習政策課長 各所管、1年通しての事業ですので、年度末で全ての事業を終了 し、その後4月5月に各所管で評価をいただいております。事業の数が多いものですか ら、全体評価をまとめるにはかなり時間を要しており、その結果をここで各所管にまた 返しまして、新年度の事業に反映していただいております。
- ○小田原委員長 24年度の事業を25年度で書いてきているわけですよね。あまりに遅すぎませんか。24年度の反省事項を26年度に反映するといっても、PDCAサイクルのC(点検・評価)が1年遅れで出てきているわけで、それでA(処置・改善)にはつながらないのではないですか。
- ○宮木生涯学習政策課長 確かに反映が1年遅れになってしまいますので、その辺も踏まえ、 毎年若干評価方法を見直してはいるのですが、463事業の内容を見ますと、本当にこれがこの施策の目標なのかという事業もかなり見受けられるという意見もいただいてお

りますので、次回はもう少し事業を本当に施策に貢献するような事業に絞って、評価期間も短くしたいと思っております。

- ○小田原委員長 いつも行っている行政評価と、ゆめおり教育プランにおける評価、そして 今回の評価もあるわけですよね。それで、5年計画の生涯学習プランとかみ合っている のかどうかというのが非常に気になるところです。ここでC評価が出ている事業につい ては、行政評価はどうなっているのですか。
- ○宮木生涯学習政策課長 今回の評価では、本当に小さい事業も一つの事業として評価をしているのですが、行政評価はかなりいろいろな事業をまとめた形でされています。
- ○小田原委員長 そうすると、そういう事業は消えてしまっているということですが。
- ○宮木生涯学習政策課長 行政評価はもう少し施策評価的なものだと思います。
- ○小田原委員長 だったら余計にもっと早くに処理すべきことではないのですか。評価の目的のところでPDCAサイクルと書かれていますが、24年度の評価を今頃していて、なぜ26年度のAになっていくのかという感じがします。

だから、これはこれとして結構ですが、発表の仕方においてもA、B、C、Dの評価があるわけで、今回D評価が1件あるのですよね。そうすると、そういうD評価となった事業の報告をしていただいて、これは25年度はどうだったのか、また26年度はこうしますというような報告にしてもらいたいのです。時間だけ使っていて非常にもったいないという感じがします。みんな集まってここでこういう話をして、本当に何の意味があるのかと思ってしまいます。

ということで、他に何かございますか。

では特にないようでございますので、次に何か報告することはございますか。

- ○野村学校教育部長 3件ございます。
- ○小田原委員長 教育総務課からどうぞ。
- ○小林教育総務課長 それでは教育フォーラムの中止について御報告させていただきます。

平成26年2月16日に開催を予定しておりました教育フォーラムですが、前々日の14日からの降雪の影響が大きいことから中止とさせていただきました。今回の記録的な大雪は八王子では多いところで60センチ以上を記録しており、来場される方の安全等に配慮するとともに、フォーラムには多くの学校関係者の参加が予定されておりましたので、学校施設の除雪等の対応を最優先とするため、中止と判断したものでございます。

今後の予定ですが、会場の確保や出席者のスケジュール調整が困難であるため、25年度中の開催は予定しておりません。しかし、これからの八王子の教育についての方向性につき、振興計画の策定を開始する前に委員の御意見を頂戴したいと考えております。できるだけ早い段階で、一定の時間を設けて御意見を頂戴したいと考えております。報告は以上です。

- ○小田原委員長 教育総務課から教育フォーラムについての報告ですが、何かございません か。
- ○和田委員 非常に残念なことなので、何らかの形で私たちも意見を表明する機会をつくっていただくということで、ありがたく思っています。今回の形をまた来年度やるのか、今回はまた別のところで意見を表明する機会をつくってまた別の形でやるのかは、またぜひ相談をさせていただきたいと思います。
- ○金山委員 和田委員と同じで、やはりどこかで皆の意見をつけ合わす機会は必要だと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○小田原委員長 ふだんの定例会の中でも言っているつもりなのですが、改めて方向性とか、こういうことを考えているというようなことで基本計画に生かすとすれば、こういう定例会などの公開の席で行っていただきたいと思います。定例会でやるべき事柄をフォーラムという形で開催し、開かれた教育委員会ということで、さらにオープンな形に広げていこうということで考えたものだろうと思いますので、フォーラムができなくなったら今度はこの場でやるべきだろうと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、次の報告をお願いします。

○森田保健給食課長 それではインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況等について、 報告をさせていただきます。

本市の小・中学校の学級等の閉鎖状況でございますが、先週末の数値は前の週よりや や増加傾向となっております。1月末から警報レベルに入っておりますが、現在も依然 として警報レベルの域でございます。流行時期といたしましては、先週及び今週が例年 山場の週となっておりますので、この後は減少傾向になるものと思われます。具体的な 数値として、昨日現在臨時休校をしている学校ですが、小学校が18校24学級、中学 校が1校1学級、合計19校25学級になります。

東京都と比較した数値ですが、東京都全体といたしましては、先週末の数値は前の週 の約8割まで減少しており、警報レベルの定点30人を割り込んだ数値となっておりま す。東京都の流行レベルは、全国で21位の位置になります。

児童・生徒の症状ですが、入院をしている等の報告は受けておりません。

流行っている流行の型ですが、先月は新型のインフルエンザでありました5年前の新型インフルエンザのH1N1型が多かったのですが、今月になりまして、B型が多い状況になっております。

報告は以上です。

〇小田原委員長 何か御質疑、御意見ございますか。

ないようですので、次の報告をお願いします。

○豊田図書館部長 既にテレビ等の報道で御承知のとおり、アンネの日記の関連書籍のページが破られる被害が東京都内の公立図書館で相次いでおります。八王子市も各図書館にあるアンネの日記を中心に全館で54冊所蔵しておりますが、被害がないことを2月20日に確認しております。今後の対応につきましては、館内の見回りを強化するとともに、アンネの日記関連の図書を貸し出し、返却する際に、点検の強化をしてまいりたいと思います。

なお、被害状況でございますが、区部では杉並区のほか、全部で5区、市部では武蔵 野市のほか3市に集中しており、今のところ38館306冊が被害を受けているという 状況でございます。

報告は以上です。

- ○小田原委員長 貸し出して返ってきてみたら破られていたのか、それとも閲覧の中で破られたのか、そういう状況はわかるのですか。
- ○豊田図書館部長 通常の棚に置いてある本が被害を受けたようですので、閲覧をできるような図書が被害を受けているような状況で、犯人は特定できていないということです。
- ○小田原委員長 犯人探しではなくて、どういう状況で破られているのか、どういうところが破られているのか、どうしてそれがわかったのか、そういうことを知りたいのです。 八王子市がそういう被害に実際にあっているわけではないのですが。
- ○豊田図書館部長 破られた部分がどこかということまでは私どもまだ把握はしていないのですが、杉並区辺りの被害の状況が甚大だということですので、今後どういうところが破られているのかについて調査してみたいと思います。
- ○小田原委員長 アンネの日記以外にも、そういうことはないのですか。
- ○豊田図書館部長 本が泣いているという展示をしていることからもわかるように、いろい

ろな被害はありますが、それは自分の気に入った部分だけ切り取ったりというもので、 今言ったような、特定の本だけがまとめて被害にあったということはなかなか今までの 中では聞いたことはございません。

- ○小田原委員長 ということですが、何かございますか。
- ○野村学校教育部長 大雪の被害について、既にFAXで一部をお送りしているかと思うのですが、復習もかねてもう一度この場で御報告をさせていただきます。

2月8日、それから2月14日、二週続けて大雪が降りました。まず学校教育部の中での被害状況ですが、17日月曜日に休校となった学校が、小学校が7校、中学校が5校、始業の繰り下げを行った学校が、小学校が8校、中学校が2校となっております。また18日は、大和田小学校が休校、高尾山学園と川口小・中学校が始業を繰り下げました。恩方第二小学校は19日から開校はいたしましたが、バスが通行していなかったため、特認校として通っている子どもたちの10名程度が通えない状況が続きました。

それから給食ですが、牛乳だけは配達できませんでしたが、小学校給食は近くの食材をとっていたために、何とか給食を開始しております。中学校給食は市外からの配達ですので、17、18日は休止をさせていただいたところです。

学校の施設の状況ですが、12校で体育館の雪どめが落ちています。特に第三小学校の雪どめが落下して、隣家との間の塀を壊したという大きな被害もございました。そうした状況から、道路に面している体育館の屋根の雪が、通行している人や子どもたちに落ちるということが大変心配でしたので、急遽落雪注意の張り紙を22校に貼りました。そのほか自転車置き場の屋根の落下が8校、倒木が7校ございました。

また、ちょうどスキー教室の時期でございましたので、7日と8日の間では松が谷中 学校の生徒及び教員がバスの中に閉じ込められた時間が長かったということがあり、ま た14日15日は、本来15日に帰ってくるはずの由木中学校のスキー教室に参加した 生徒が、中央高速道路が通行止めであったために2泊余分に姫木平に泊まったというこ とがございました。

次に除雪についてですが、学校の周りでは早くからそれぞれの学校や地域の方が出て、また中学校においては生徒が部活動の中で雪かきをして、最低限人が通るような形はできたと思っていますが、通学路がなかなかできません。そこで18日の火曜日に、市長部局も含め70名の体制で通学路の融雪、除雪作業を行ったところです。19日には、学校教育部で4班体制をつくり、さらにその作業を進めております。

また、雪を持っていくところがないために、通学路に面しているガードレールの内側に雪を押しつけているような形にしているところが数カ所ございます。その他、本庁舎や教育センターの除雪で毎日職員が借り出される状況でした。延べ30名程度の出勤がございました。

○天野生涯学習スポーツ部長兼国体推進室長 生涯学習スポーツ部につきましては、スポーツ、文化施設に大きな被害は特にございません。施設の開設状況ですが、八王子城跡と 絹の道資料館の散策ができない状況となっております。

スポーツ施設につきましては、滝ガ原がまだオープンには至っておりません。また、 戸吹スポーツ公園に関しましても、取り付け道路の除雪等に追われておりまして、まだ 施設の中までは至っておりません。以上です。

○豊田図書館部長 図書館については4館ありますが、特に中央図書館と川口図書館が駐車場を持っておりまして、それ以外の図書館については被害は何もございませんでした。中央図書館は裏に駐車場がございますが、今3カ所程度の駐車スペースに雪を積み上げておりますので、その3カ所が車を停められない状況です。

川口図書館のほうは大分除雪を行ったので、一般の市民の方が停められるような駐車 場にはなっているという状況です。被害は特にありませんでした。報告は以上です。

- ○小田原委員長 それぞれの部署の大雪の被害状況ですが、何か御質問ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○小田原委員長 特にないようでございますが、委員の皆さんで何かありませんか。
- ○金山委員 すみません。前回御報告を忘れておりましたが、2月6日に東京都の市町村教育委員会連合会の研修会ということで、気仙沼市の教育委員会の副参事をなさっておられる及川幸彦先生の講演を伺いました。私たちだけではなくて、事務局や校長会からもたくさん来ていただき、ありがとうございました。

テーマは「生き抜く力を育てる教育への挑戦」ということで、東日本大震災からの教育の再生と創造ということで、具体的には現場でどのようなことが起こったかというお話を伺った後に、学校の再開が地域の復興の大きな要になったというお話でした。学校の再開にあたって奮闘された中で、そのときにふだん前提としているいろいろなことが全く通じず、そもそもの発想を変えていかなければならなかったというお話があったり、またそれ以降の学校の復興に関しては、以前からずっとなさっていたESD(持続発展教育)の力が大きかったということ、またユネスコスクールとして登録していることで

世界から支援の手が差し伸べられたというようなお話で、来られた校長先生をはじめ、いいお話だったという感想をいただき、これから八王子が行っていかなければならないことの一端でもあるなと思いながら、とても勉強になった時間でしたので、少し御紹介させていただきました。

- ○小田原委員長 何か資料はないですか。
- ○金山委員 当日配付の資料がありますが。
- ○小田原委員長 あるいはそのESD関係のお話の中で、こういうところを八王子市として は取り入れたほうがいいという話があれば、そのような資料を皆さんに配っていただけ るとありがたいと思います。
- ○金山委員 はい、わかりました。
- ○小田原委員長 ということですが、よろしいですか。

ではその他にないようでございますので、ここで暫時休憩といたしたいと思います。 再開は、11時15分ということで、よろしくお願いいたします。

これで公開での審議は終わりになりますので、傍聴の方は退出願います。

[午後11時10分休憩]